

## 宇土市犯罪被害者等支援条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようとするための取組をいう。
- (4) 市民等 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び本市の区域内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に關係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が再び当該犯罪等の加害者から受ける犯罪等による被害をいう。

### （基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、二次被害を生じさせることができないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

### （市民等の責務）

第5条 市民等は、二次被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等の状況に応じた福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第11条 市、市民等及び関係機関等は、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

(未成年者への配慮)

第12条 市は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その者の年齢及び発達の程度に応じて十分な配慮を行わなければならない。

(市民等の理解の増進)

第13条 市は、二次被害の防止、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、啓発に努めるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第14条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(意見の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等支援のための施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。